

# ひょうご男女いきいき プラン 2020

(第3次兵庫県男女共同参画計画)

兵庫県では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成13年に「ひょうご男女共同参画プラン21」、平成23年に「新ひょうご男女共同参画プラン21」を策定、また、平成14年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定し、さまざまな取組を推進してきました。

近年の少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化や人々の生活様式や意識・価値観の多様化に対応し、また、新たな地域社会の構築を目指し策定した「兵庫県地域創生戦略」の実現を図るためにも、男女共同参画社会を実現させなければなりません。

加えて、平成27年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のもとで、働く場面における女性の活躍を一層推進する必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成28年度～32年度を計画期間とする「ひょうご男女いきいきプラン2020」を策定しました。

この計画に対して理解を深めていただき、ともに力をあわせ「男女がともに、いつでも、いきいきと生活できる社会づくり」を進めていきましょう。



平成28年3月  
兵庫県

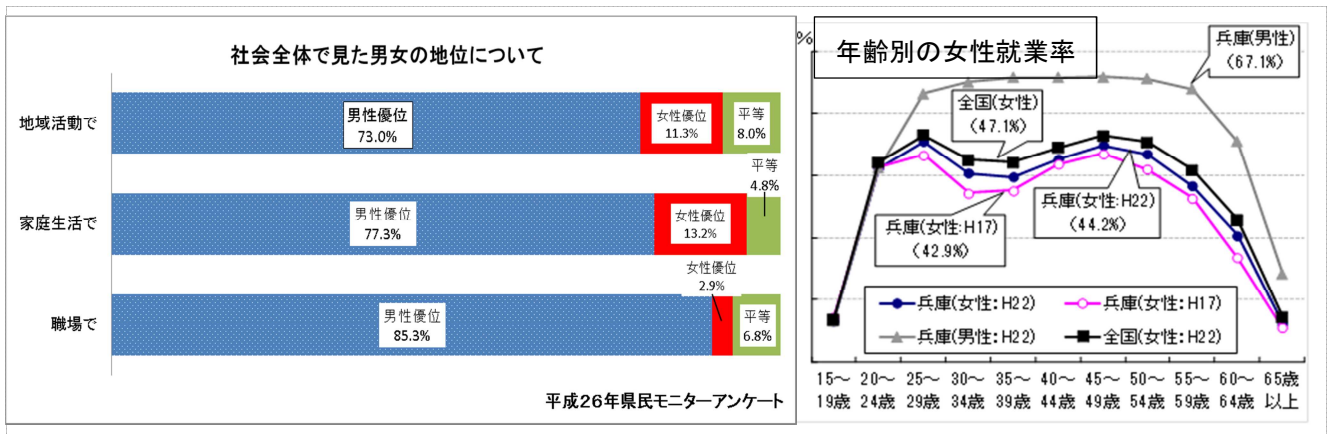
## 計画の位置づけ

- ◇「男女共同参画社会基本法」第14条に規定する「都道府県男女共同参画計画」
- ◇「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」第9条に規定する本県における「男女共同参画社会づくりの基本的な指針」
- ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に規定する「都道府県推進計画」

## めざす社会

### 「男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会＝男女共同参画社会」

- ◇ 男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会
- ◇ 男女が互いに支え合える社会
- ◇ 誰もが健やかに安心して暮らせる社会



## 計画の策定方針

### 1 すべての女性の活躍

- ◇女性が希望や選択に基づき、あらゆる場面において個性と能力を発揮できるよう、すべての女性の活躍を推進します。
- ◇特に働く場においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、必要な環境の整備を推進します。

### 2 仕事と生活の両立支援

- ◇男性の仕事や生活の充実を図るため働き方の見直し、男性の家庭生活・地域活動への参画を推進します。
- ◇男女とも仕事と生活が両立・充実するよう、多様な働き方の充実等、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

### 3 互いに支え合う家庭と地域

- ◇子育てや介護等を地域ぐるみで支援する体制を整備します。
- ◇地域防災を含め、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進します。

### 4 安心して生活できる環境の整備

- ◇あらゆる暴力の根絶、セーフティネットの整備を推進します。
- ◇高齢者、障害者、外国人等、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

### 5 次世代への継承

- ◇若者が将来に希望を持ち生活できるよう、就労・出会い等の支援を推進します。
- ◇子どもたちが主体的に将来設計を行えるよう、多様な選択ができる教育・学習を適切に推進します。



兵庫県立男女共同参画センター

## 計画の5つの重点目標と13の推進項目

下線：新たに追加したもの

重点目標	推進項目	主な取組	具体的内容
1 すべての女性の活躍	① あらゆる分野への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ すべての女性に対する総合的支援</li> <li>◇ 女性の参画拡大</li> <li>◇ 女性のネットワークづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な悩み相談、学習機会の提供、情報提供、意識啓発、セミナー・フォーラムの開催等</li> <li>・企業や地域活動団体における女性の方針決定過程への参画促進</li> <li>・企業、各種機関、女性活動団体等との連携強化</li> </ul>
	② 女性の能力発揮の促進と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 女性の就業に対する支援</li> <li>◇ 多様な働き方に対する支援</li> <li>◇ 女性の起業・経営に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうご女性の活躍推進会議」を中心とした取組促進(企業表彰、専門員派遣、情報発信等)</li> <li>・再就業、起業、在宅ワーク等に係る研修の開催</li> <li>・コミュニティビジネスの相談、情報提供</li> </ul>
	③ 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 女性の活躍支援</li> <li>◇ 女性の就業環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業分野における女性の経営への参画促進</li> <li>・農林水産業、商工業等関係団体役員への女性登用の支援</li> </ul>
2 仕事と生活の両立支援	④ 男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 男性の働き方の見直し</li> <li>◇ 男性の家庭、地域活動への参画促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の抑制等働き方の見直し等への支援</li> <li>・男性の育児休業の取得促進、男性への啓発講座等開催</li> </ul>
	⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 仕事と生活を両立できる職場環境づくり</li> <li>◇ 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうご仕事と生活センター」を中心とした企業への普及啓発、表彰等</li> <li>・企業等との「子育て応援協定」「男女共同参画社会づくり</li> </ul>
3 互いに支え合う家庭と地域	⑥ 地域ぐるみの家庭支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域で家庭を支える体制づくり</li> <li>◇ 子育て支援の充実</li> <li>◇ 高齢者支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうご家庭応援県民運動」の推進</li> <li>・地域祖父母モデル事業の推進</li> <li>・保育所・認定こども園の整備等保育環境の充実</li> <li>・地域総合支援センターの整備促進、認知症対策</li> </ul>
	⑦ 地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域における学習と啓発</li> <li>◇ 地域における環境整備</li> <li>◇ 地域活動の活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における学習機会の提供</li> <li>・地域男女共同参画推進員の活動支援</li> <li>・地域の指導者養成講座等の開催</li> </ul>
	⑧ 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 防災・災害復興への取組の促進</li> <li>◇ 防災リーダーの育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点による防災マニュアル策定推進</li> <li>・地域や企業等における防災の担い手を養成</li> </ul>
4 安心して生活できる環境の整備	⑨ 生涯にわたる男女の健康対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 妊娠・出産期等における母子保健の支援</li> <li>◇ 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援</li> <li>◇ 健康被害への対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療体制の維持強化</li> <li>・女性特有のがん検診の受診率向上の取組</li> <li>・企業等のメンタルヘルス対策支援、こころの健康づくりに対する普及啓発等</li> <li>・受動喫煙防止対策、自殺予防対策</li> </ul>
	⑩ 生活のセーフティネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ DV対策等の推進</li> <li>◇ 各種ハラスメントの対策</li> <li>◇ 児童・高齢者虐待防止対策等の推進</li> <li>◇ 貧困等支援を必要とする家庭へのセーフティネットの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVに関する相談体制や一時保護の強化、防止に向けた啓発促進</li> <li>・企業における各種ハラスメント防止の取組促進</li> <li>・虐待事案に係る相談・関係機関の連携体制の強化</li> <li>・ひとり親家庭支援のための相談、助成</li> </ul>
	⑪ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 高齢者、障害者、外国人等が安心して生活できる環境の整備</li> <li>◇ 複合的に困難な状況にある人々への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ユニバーサル社会づくり総合指針」に基づく、高齢者・障害者・外国人が生活しやすいまちづくりの取組</li> <li>・人権尊重の観点による理解促進等</li> </ul>
5 次世代への継承	⑫ 若者の就労と出合いの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 就労と自立支援</li> <li>◇ 出合い、交流と仲間づくりの支援</li> <li>◇ ひきこもり等への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の職場体験、インターンシップ、相談事業</li> <li>・「ひょうご出合いサポートセンター」による男女の出会い支援</li> <li>・関係機関の連携による本人・家庭支援</li> </ul>
	⑬ 多様な選択を可能にする教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 男女共同参画の視点に立った教育の推進</li> <li>◇ 多様な選択を可能にする進路指導の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員への男女共同参画の研修実施等</li> <li>・女子学生・生徒への理工系分野への関心促進</li> </ul>

## 数値目標（26項目）

項 目	直近数値	目標数値
①県における女性管理職の比率 ※	7.1%(H27)	15.0%
②民間等における女性管理職の比率（「就業構造基本調査」による）	15.3%(H24)	25.0%
③女性の就業率	44.2%(H22)	46.5%
④中小企業(従業員101～300人)における「事業主行動計画」の策定数	—	対象事業所の1/2
⑤女性就業相談室の支援による就職者数（累計）	273人(H26)	1,300人
⑥女性がない農業委員会数	15市町(H26)	0市町
⑦農村女性の起業件数（累計）	306件(H26)	310件
⑧子育て中の男性で家事・育児参加時間が2時間/日以上者の割合	22.3%(H26)	22.3%以上
⑨仕事と生活の調和推進企業認定数（累計）	29社(H26)	150社
⑩週労働時間60時間以上の雇用者の割合	9.5%(H24)	6.5%
⑪住んでいる地域は、子育てがしやすいと思う人の割合	55.3%(H26)	67.0%
⑫待機児童数	942人(H27)	0人
⑬在宅介護サービス確保量、及び特別養護老人ホームの整備数	—	3,000人分、5,000床
⑭「地域活動」の場で「男女平等になっている」と考える人の割合	8.0%(H26)	33.0%
⑮「ひょうご防災リーダー講座」修了者のうち女性修了者数（累計）	317人(H26)	490人
⑯子宮頸がん検診受診率	39.3%(H25)	50.0%
⑰乳がん検診受診率	38.0%(H25)	50.0%
⑱特定不妊治療費助成件数	3,120件(H26)	3,156件
⑲配偶者暴力相談支援センターを設置する市町	12市町(H26)	20市町
⑳住んでいる地域は、障害のある人にも暮らしやすいと思う人の割合	39.5%(H24過去最高値)	40%を上回る
㉑住んでいる市町は、外国人にも住みやすくなっていると思う人の割合	18.5%(H25過去最高値)	20%を上回る
㉒若者が希望を持てる社会だと思ふ人の割合	13.3%(H27)	14.0%
㉓若者（25～39歳）の有業率	76.6%(H24)	80.0%
㉔出会い支援事業による成婚数	171組(H26)	毎年200組
㉕女性大学入学者の理工学分野専攻割合	2.6%(H26)	前年度以上
㉖不登校児童生徒の割合（小・中・高）	1.08%(H25)	全国平均以下

※「県における女性管理職の比率」は、知事部局等(企業庁、県立大学事務局、議会、監査、人委含む)における女性管理職(行政職8級相当職以上の職位)比率を示す

## 計画の推進

本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、推進体制の強化及び関係機関との連携強化による協働の取組を進めます。

### 1 推進体制の強化

#### (1) 推進体制の整備

- ・知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」による横断的な施策実施
- ・男女共同参画の拠点施設「県立男女共同参画センター」における取組推進
- ・「ひょうご女性の活躍推進会議」を中心とした女性の活躍に向けた取組推進

#### (2) 適切な進捗管理とフォローアップ

- ・男女共同参画審議会の運営
- ・申出処理委員制度の運営

### 2 市町との連携強化

### 3 様々な機関との連携強化

ひょうご仕事と生活センター、国、地域団体・NPO、企業・職域団体等

